

難聴者の補聴器購入に対する助成を求める意見書

聴覚に障害のある方にとって、補聴器はコミュニケーションの手段として、日常生活を営む上で非常に重要であり欠くことのできないものです。

「障害者総合支援法」に基づき、聴覚障害者は医師の意見書に基づいて補装具費の支給を受けることができますが、医師の指定する補装具の購入基準区分の価格と、対象者が購入する補聴器の金額には大きな差異があり、差額を自費で負担し、購入する方も少なくありません。

聴覚に障害のある方の生活の質の向上のために、必要な機能を備えた補聴器を提供できるよう、聴覚障害者のための適切な補装具の購入基準の価格の引き上げを要望します。

また、認知症高齢者の増加への対応が大きな課題となる中、加齢に伴う難聴が認知症へのリスクとなることが指摘されています。認知症対策を重点に掲げる国として、認知症予防への対応を充実し、高齢者が地域で生き生きと生活することができるよう、加齢性難聴の高齢者への補聴器購入補助を実施することを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年7月1日

千代田区議会議長 小林 たかや

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

総務大臣 石田 真敏 殿

厚生労働大臣 根本 匠 殿

財務大臣 麻生 太郎 殿